

Title	スターリンによるレーニン主義的民族理論の継承について
Sub Title	Lenin and Stalin on the problem of nationality
Author	中沢, 精次郎(Nakazawa, Seijirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.11 (1962. 11) ,p.55- 69
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19621115-0055

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スターリンによるレーニン主義的民族理論の継承について

中 沢 精 次 郎

は し が き

一九五六年二月の第二〇回党大会における党第一書記フルシチョフのスターリン批判⁽¹⁾は、それが党大会の終幕において突然に、しかも非公開の形式で発表された事実からも窺知れるように、直接的には、スターリンの死によつてあらわになつたクレムリン内の権力闘争の所産⁽²⁾であり、かかる闘争における決定的な勝利を収めんがための企画であつたが、本質的には、一九一七年にはじまつて今日に至るプロレタリア独裁の全過程との関連において理解されねばならない素材である。四〇年にわたるソヴェト社会主義の発展は、この発展の根幹をなしたスターリン的プロレタリア独裁にたいする体制内的な超克を既に要求していたからである。すなわちフルシチョフのこの批判によつて、ソヴェト社会はスターリンを不可侵の指導者不可謬な権威者とする跪拝的な追従の呪縛と政治的な沈滞からようやくやくにして解放された。いわゆる「雪解け」の現象の出現である。

しかしながらこの「雪解け」は、スターリン乃至はスターリン主義にたいする徹底した究明と自由な批判を許容するもの

ではなかつた。プロレタリア独裁の歴史的連続性の保持と理論的正当性の確保というこの体制独自の原理的な要請と、党ならびに国家の最高指導者の意識した現実的な要求とが依然強く作用しており、またそれ故にスターリンへの言及には常に曖昧さと不徹底さがつきまとつている。しかもフルシチョフによつて解かれたスターリンにたいする批判と評価は、第二回党大会を最下降点とし、その後にあつては、特に理論的な面における彼の功績の強調と擁護といつた上昇の傾向³すら認められる。しかればかかる解釈乃至評価は民族問題に関する彼の所説において、果して妥当であるうか。かつては彼がレーニン主義的民族理論の第一人者とみなされ、また彼の理論的な業績が民族理論に求められていたことを想起しなければならぬ。フルシチョフの非難攻撃も彼の民族政策、しかも晩年の政策にのみ限定され、彼のいわゆる民族理論にはあえて及んでいないのである。

さらにまた、共産主義社会の建設を当面の課題とする今日のソ連において、民族が政治上・国家行政上特殊に考慮された社会的範疇であり続けている現実とも関連して、本稿は、スターリンによるレーニン主義的民族理論の継承について考察する。

(1) 第二回党大会においてフルシチョフがスターリンに批判を加える秘密演説を行った事實は、その部分的な内容とともに、すでに三月一日ごろからモスクワ情報として外国通信社により報道されていたが、現在に至るまで党はこの秘密演説の存在したがつてまたその全文を正式には公けにはしていない。しかし秘密演説の存在は間接的にはあるが、たとえば、一九五六年七月二日の「プラウダ」紙に発表された「六月三日のソ連共産党中央委員会の決議」によつても立証することができる。また秘密演説の内容については、一九五六年六月四日にアメリカ合衆国の國務省が「機密の筋」から入手して発表した二月二五日の彼の演説の「訳文」が、それであると見られている。すなわち國務省は発表にあたり、その「真偽のほどは保証しない」と付言しているが、この点についてのソ連側からの応答が今日に至るまでなされていないこと、またこの「訳文」が伝える演説の内容には捏造を許さない素材が多数含まれていることなどから、最早、真偽を問う余地のないものと見做されている。なおこの秘密演説の全文は種々紹介されているが、本稿では Russian Institute of Columbia University (ed.), *The Anti-Spain Campaign and International Communism, 1956* に収められている文書によつた。

- (2) Cf. R. Conquest, *Power and Policy in the U.S.S.R.*, 1961, pp. 279 ff
(3) См. Л. Ильичев, Мощный фактор строительства коммунизма, "Коммунист," No. 1, 1962.

—

レーニンの民族問題についての発言は、一九〇三年に、主として一九一三年から一九一六年の間に、また革命後にも若干みられる。すなわち彼はこの問題を一般的抽象的ではなく、あくまで歴史的具体的に考察した。無論、その間には民族問題自体が変化しており、また理論上の発展をたどることも不可能ではないが、原理的には、一九一七年の革命以前にすでに完成されていたといつて差支えない⁽¹⁾。しからば彼のこの問題に関する所説はいかに整理できるか。つぎのような三つの側面において、まず、要約することが可能である。

一 ロシアにおける社会主義革命の戦術的観点からする被抑圧民族への接近　ロシア帝国の全人口の過半数以上が非大ロシア的な、すなわち被抑圧的な諸少数民族によつて占められており、また彼等は主として帝国の周辺地域に居住している。しかもそこには彼等の民族運動が存在し、また激化しつつある。そもそも民族とは資本主義社会の所産であり、民族国家の形成へと志向する民族運動がいずれの国においても資本主義の初期的な段階に認められることは、いわば世界史的な法則であつて、ロシアにおける民族運動の存在もその歴史的發展段階からして必然であるが、かかる必然性の認識は民族運動の支持をプロレタリアートに約束づけるものではない。民族的な意識・エネルギーはその本質においてブルジョア的であり、したがつて理論的には、プロレタリアートにとつては当然に否定されるべき対象以外のなものでもないわけである。しかしながら、被抑圧民族の結集された政治的エネルギー・民族運動が、ロシアにおけるプロレタリアートの階級闘争に、有利な局面への展開を保証するものであるならば、この運動を、その本質的な性格を理由として直ちに現実にも否定し去る

ことは、真にマルクス主義的な革命的プロレタリアートのなし得るところではない。勿論被抑圧民族が「民族の牢獄」的な既存の体制の強力な敵対者であること、すなわちそのかぎりにおいては革命的プロレタリアートの同盟者たり得る資格・可能性を十分に備えていることは、一見して明らかなるところである。しかればこの可能性の現実化には、いいかえるとロシアにおける社会主義革命達成のための戦術的な手段として被抑圧民族を利用するには、いかなる主体的な条件を革命的プロレタリアートはみたさねばならないか。

二、「あらゆる民族の同権と自決権の承認」を原則とする民族綱領の提示 被抑圧民族を同盟者となし得るためにまず要求される不可欠な条件は、改めて述べるまでもなく、彼等が現に追求している価値の肯定以外にはない。しかし、被抑圧民族とはいえ彼等の民族的な意識も本質においてはブルジョア的であり、階級闘争の貫徹を任務とし、社会主義革命の達成を課題とするプロレタリアートの階級意識とは対立・背反の関係にある。民族プロレタリアートの統一・階級的連帯性の保持と強化こそがプロレタリアートの無条件に遵守すべき原則である。したがって民族運動の追求する価値の肯定が、この運動の戦術的な手段化に不可欠であるにしても、それは同時にまた革命的プロレタリアートの主体性と階級の利益を完全に保証するものでなければならぬ。民族運動の現に追求しているいかなる価値——いかなる民族運動のみが肯定できるか。まづ疑いもなく明らかなることは、被抑圧民族の歴史必然的な要求は民主主義の一般的要求の部分である民族の平等と自由、別言すると同権と自決権の承認であるということである。しかれば戦術的な意図からする「あらゆる民族の同権と自決権の承認」を原則とした民族綱領の提示、同権と自決権の承認を要求する民族運動の戦術的な利用は果して許されるところであるのか。

革命的プロレタリアートによる民族運動の戦術的な利用・手段化が許されるためには、それに因る影響乃至は結果の測定——民族運動したがって被抑圧民族の民族的な意識の手段的な限界をこえた発展と存続の恐れのないこと、すなわち目的と

手段との適合性の存在が実は不可欠の前提として要求されていることを忘れてはならない。いいかえると、「あらゆる民族の同権と自決権の承認」という綱領は、個別的な問題にたいする現実主義的な思考・特定の民族運動もしくは民族的意識の積極的な形式での戦術的利用という当面の要求のみによつて支えられたものであつてはならず、より一般的な問題にかんする理論的な考察、すなわち民族的抑圧の排除、民族相互の不信と反目の解消、民族の接近と融合の促進のための政策理論からの要請によつて基礎されていなければならない。そしてまた「あらゆる民族の同権と自決権の承認」という綱領上の原則が、民族問題解決のためのプロレタリア独裁の政策上の原則でもあることにより、この綱領の現実的・戦術的な意義はさらに拡大され倍加されるはずである。なんとならば、被抑圧民族の運動の展開されている基盤、革命的プロレタリアートのおかれた民族状況は大ロシア的排外主義と非大ロシア的少数民族の民族主義によつて支配され、民族的な相互不信と反目によつて特徴づけられており、しかも反動的ブルジョアジーにより大ロシア的排外主義と黒百人組的民族主義は故意に助長され、その結果階級的意識に代つて民族的意識が強く前面に押出され、階級的な対立は民族的な対立によつてますます隠蔽されつつあるからである。果して革命的プロレタリアートによる民族運動の戦術的利用は理論的に許されるか。民族的な抑圧の除去・不信と反目の解消・接近と融合の達成はいかにして可能であるかという基本的な問題が、ここに提起される。

三 社会主義革命の一環としての民族問題の解決 民族問題の解決は本来はブルジョアジーの責任であり、民主主義革命によつて可能であつた。歴史的事実がこのことを明らかにしている。しかしながら「軍国主義の増大、戦争の頻発、反動の強化、民族的抑圧および植民地略奪の強化と拡大」を不可避とする帝国主義的段階においては、民族問題を根源的に解決すること、言葉をかえていえば民族的な抑圧を排除して不信と反目を解消し、民族的な接近と融合を実現することは資本主義の体制内においては最早不可能である。民族問題の解決には「民族的抑圧を駆逐するための経済的、前提、すなわち久しい以前から知られ、また論争の余地のないものとなつているもの」の成立、いいかえると社会主義の実現こそが不可欠であ

る。「しかし社会主義は經濟に基礎を置くとはいへ、すべてを經濟に帰着させるものでは決してない。民族的抑圧を排除するためには土台——社会主義的生産——が必要であるが、この土台の上に、さらに民主主義的な國家組織、民主主義的な軍隊、その他が必要である。資本主義を社会主義へと改組することによつて、プロレタリアートは民族的抑圧を完全に排除する可能性をつくりだす。この可能性は、住民の《共感》に応じた國境の決定に至るまでの、分離の完全な自由に至るまでのあらゆる分野において、民主主義を完全に実行する場合に《のみ》——《のみ》である——現実に転化する。この基盤の上で、今度は、極く僅かの民族的摩擦も、ごく僅かの民族的不信も絶対に排除することが實際におこなわれ、諸民族のすみやかな接近と融合が生れ、この融合は國家の死滅によつて完成される。これがマルクス主義の理論である⁽⁷⁾。勿論、プロレタリア独裁の權力が民族問題の解決についての前記のような理論的要請を拒否するとは、到底考えられぬところである。すなわち民族問題は社会主義革命の一環としてのみ解決が可能であり、またそれ故に社会主義革命達成のための民族運動の戦術的な手段化は、理論的に充分許容され得ることになる⁽⁸⁾。革命的プロレタリアートは「あらゆる民族の同権と自決権の承認」という民族綱領を提示しなければならない。「もしすべて、純民主主義的要求が、ブルジョアジーの權力の基礎にたいしてプロレタリアの強襲がすではじまつたという条件のもとでは、ある意味では革命を妨害する役割を演ずる恐れがあるとしても、全被抑圧民族の自由——すなわち彼等の自決権——を宣言し実現する必要は、社会主義革命において緊急なものとなるであらう⁽⁹⁾」。

以上、民族にかんするレーニンの所説を三つの側面から紹介した。無論、これらの側面は相互に分断されたものではない。民族の「同権と自決権の承認」という綱領・「分離の完全な自由に至るまで」のあらゆる分野における民主主義の完全な実行という原則は、レーニンにおいては、民族問題にかんする理論と実践の結合の表現であつた。民族問題の解決を社会主義革命の一環として認識し、民族にかんする完全な民主主義のプロレタリア独裁權力による実行を確信して、そこに民族

問題にかんする実践上の原則が定立されたわけである。しかもその認識とは社会主義による民族的抑圧の自然必然的な解消を、またその確信とはレーニンの民族理論の要請にたいするプロレタリア独裁権力の忠誠を前提とするものであつた。またレーニンは社会主義社会における民族的な接近と融合の必然的な進行を予測していた。⁽¹⁰⁾したがつてレーニンの定立する民族政策は民族にかんする民主主義「同権と自決」を原則とし、大ロシア排外主義にたいしては鋭く敵対的である反面、非大ロシア的少数民族・被抑圧民族の民族的な意識にたいしては妥協的・説得的であり、寛容であることを基調としている。⁽¹¹⁾勿論、レーニンは民族的利益がプロレタリアの階級的利益に従属すべきことの教示を忘れてはならない。プロレタリア国際主義の原則・社会主義革命の第一義性は繰返えし指摘され、また強調されている。しかしそのかぎりにおいては、レーニンの民族理論は、被抑圧民族の民族的な意識にたいする説得・寛容を民族政策の基調たらしめており、それによつて民族の政策原則——言葉をかえていえば民族の原理は、社会主義の一般的な政策原則——言葉をかえていえば社会主義の原理に従属せられつつも、原則もしくは原理としての自立性と貫徹性を与えられている。

(1) 民族問題はまず党組織上の問題として現われた(一九〇三年の「ブンドの声明にかんして」)が、党組織においてはプロレタリア国際主義の原則の貫徹が容易でもあつたために、さしたる抵抗もなく解決された。しかし党綱領上の問題としての民族問題(この問題についての最初の理論的な発言としては一九〇三年の「アルメニア社会民主主義者の宣言について」がある)は、第一次大戦直前のロシア内外における民族主義運動の昂揚とともに急速にマルクス主義者の理論的・実践的な関心を引くに至つた。そしてこの問題にかんするレーニンの見解は主にテーゼもしくは論争の形式で発表されている。なお彼は綱領上の問題としての民族問題を一九一六年以前にあつては民主主義革命との関連において、それ以後にあつては社会主義革命との関連において取扱つてはいるが、原理的には異なるところは無い。民族問題にかんする彼の理論の集約は、その表題にも示されているが、一九一六年の論文「自決にかんする討論の決算」に求められる。

(2) 敵の戦力にたいする自己の戦力の相対的優位の獲得といういわば戦術的な観点からする被抑圧民族への接近・利用の緊急必要性について、彼は、必ずしも直線的直接的ではないが、随所において強調している。たとえば「帝国主義のもとにおける民族的抑圧の強化は、社会民主党にとつては、民族の分離のための、ブルジョアジーのいわゆる《空想的》な闘争を放棄するように条件づけるものではなく、むしろ反対に、この基盤の上でも、発生する諸衝突を、大衆行動のための、ならびにブルジョアジーにたいする革命的行動のための機縁として、強力に利用するよう

に条件づけるものである」(レーニン全集、第二三卷、C. 123. 一六八頁。なお、頁を示す算用数字は「B・N・レーニン全集」(ソ連邦共産党中央委員会付属マルクスレーニン研究所編)の第四版の、また和数字はマルクスレーニン主義研究所「レーニン全集刊行委員会」訳「レーニン全集」のそれである)という。

(3) 一九〇三年の「アルメニア社会主義者の宣言について」において、すでに彼は「ロシアのすべての社会民主主義者が指針としなければならない二つの基本原則がある……その第一は、……政治的ならびに市民的の自由と完全な同権の要求である。その第二は、国家を構成する各民族にとつての自決権の要求である」(第六卷、C. 293. 三三七頁)と指摘しているが、この主張はその後一貫して変つていない。なお同権と自決権の承認は一九〇三年の第二回党大会において民族綱領として採択されている。

(4) 彼によると民族運動の戦術的利用したがつてそのためにとられるべき被抑圧民族への好意的な姿勢は、勿論かかる姿勢として充分な有効性を備えると同時に、それによつて生ずる恐れのある当面の、あるいは将来における危険性乃至は有害性を充分に回避もしくは排除し得るものでなければならなかつた。しからば危険な「両刃の劍」(A. D. Low, Lenin on the Question of Nationality, 1958, p. 28)ともいふべき民族運動を有用化する、あるいは有用化し得ぬまでも無害化することは可能であるか。この実践上・戦術上の問題への解答を彼は、「民族問題一般の理論的究明を通して得た。したがつて彼の民族理論は特殊的にはロシアにおけるプロレタリアの戦術理論であるとともに、一般的には民族にかんする理論ともなつた。

(5) レーニン全集、第二三卷、C. 122. 一六五頁。

(6) 同書、第二三卷、C. 307. 三七四頁。

(7) 同書、第二三卷、C. 311. 三七八頁。

(8) 理論的に充分許容され得る民族運動の戦術的な利用いかえるとそのために提示された綱領のいう「同権と自決権」、就中「自決権」は内容的に限定されている。この点については、拙稿『民族自決』のスローガン——レーニン主義の一断面——(本誌、第三三卷、第二号)参照。

(9) レーニン全集、第二三卷、C. 141. 一七七頁。

(10) 「経済上の進歩の見地からしても、大衆の利益の見地からしても大國が有利であることは疑いなく」(第二三卷、C. 123. 一六九頁)、「人民大衆は日々の経験からして、地理的・経済的結びつきの意義や、巨大な市場と巨大な國家の強みをよく知つている」(第二三卷、C. 304. 四五頁)。勿論社会主義もすべての条件が同じであるならば大國主義を主張する。しかも「社会主義のもとで大國というものは、一日の労働時間がこれだけの時間だけ少く、一日の賃金がこれだけの額だけ多い、ということの意味する」(第二三卷、C. 284. 三九五—六頁)のであり、したがつて「國家の民主的構成が分離の完全な自由に近いほど、それだけ実践上、分離の欲求は一層まれになり弱くなるのである」(第二三卷、C. 123. 一六九頁)と、彼は強調している。

(11) たとえば、「プロレタリアートの革命のためには、労働者をもつとも、完全な民族的平等と同胞愛の精神で、長期にわたつて教育することが必要である。したがつて、大ロシア人によつて抑圧されているあらゆる民族の完全な平等と自決權とを、真に断固として、一貫して大胆に革命的に擁護するように、大衆を長期にわたつて教育することが、他ならぬ大ロシアのプロレタリアートの利益の見地からして必要である」(第二卷、C. 87. 九七頁)と説く。

(12) 「人類は、被抑圧階級の独裁という過渡期を通じてはじめて階級の廃絶に到達できるのであるが、それと同じように、人類が諸民族の不可避的な融合に到達できるのも、すべて被抑圧民族の完全な解放すなわちそれらの民族の分離の自由という過渡期を通じてのみのものである」(第三二卷、C. 186. 一六九頁)と、すなわち被抑圧民族にたいする彼の倫理的な意識を無視しては、彼の民族政策の原則もしくは基調を理解することはできない。

二

民族理論において、スターリンがレーニンの忠実な後継者であつたか否かはしばらく措くとしても、彼が比較的長期にわたつて理論的な関心を持続けた問題の一つがこの民族問題であつたことは否定できない。たとえば一九一三年には論文「マルクス主義と民族問題」が発表されており、こうした理論的業績もあつて、一九一七年一月の臨時労働政府発足の際には、民族問題会議議長としてその構成に参与している。すなわちソヴェト国家の指導者としての彼の経歴は、「……分離の完全な自由に至るまでのあらゆる分野において、民主主義を完全に実行する……」⁽¹⁾ことを要求したレーニンの民族理論の要請にたいする直接の、しかも最高の応答責任者としてはじまつたわけである。しからばレーニンの民族理論の要請にたいして、彼はいかなる応答をしたか。彼の責任において作成された一九二三年の第一二回党大会へのテーゼを、⁽²⁾素材としてこの点を紹介してみよう。

スターリンは第一二回党大会へのテーゼにおいて、「プロレタリアートが民族問題の正しい解決の鍵をソヴェト体制の内に見出し、またこの体制の内において、民族の同権と自由意志との原理に基く堅固な多民族国家を組織する道を開いた」⁽³⁾と

確認して後に、つぎのように発言する。「民族問題の正しい解決の鍵を見出したということは、それを完全に且つ最終的に解決し、この解決を具体的・実践的に実現することによつてこの解決を成遂げたということの意味しない。十月革命によつて提起された民族綱領を正しく実行するためには、過去の民族的抑圧の時期からの遺産としてわれわれに引渡された障害、そして短期間には一撃では克服され得ない障害をも克服しなければならぬ」と。そして大ロシア的排外主義の残存物、諸民族の経済的ならびに文化的な不平等と少数民族の民族主義の残存物がソヴェト権力に贈られた旧ロシア帝国からの遺産であると指摘している。それ故に、社会主義革命の成立は民族問題解決の可能性、いわば鍵を提供したにすぎず、かかる可能性の現実化つまり民族問題の最終的な解決はソヴェト権力の責任において果されねばならぬという認識・叙述については、そのかぎりにおいてはあがあるが、レーニンの民族理論はスターリンにおいて忠実に受継がれているとみられなくもないわけである。

しかしながら、ソヴェト的連邦制の原理が民族の「同権と自由意志」的結合と把握されていること、すなわち「自決」もしくは「分離」ではなく、あえて自由意志的な「結合」と表現されていることを見逃してはならない。成程、レーニンの民族理論は「自決」が「結合」とも解し得ることを決してこぼんではないが、同時に「自決」を「結合」とのみもつばらに解すべきことを許してもいないからである。レーニンにおいては「分離」と「結合」は「自決」の不可分の両面であつて、「自決」とは、抑圧民族のプロレタリアートにとつては「分離の自由」を、また被抑圧民族のプロレタリアートにとつては「結合の自由」を意味すると教示されており、しかも既述したように「自決」の重心は「結合の自由」ではなくして「分離の自由」に置かれていた。したがつてスターリンの解釈はレーニンの規定する「自決」の一面的な解釈であつたわけであり、またかかる一面的な解釈によつて、ソヴェト的連邦制は、レーニンの民族理論の要請する「同権と自決」の原則、「分離の完全な自由に至るまでのあらゆる分野」における民主主義の完全な実行という原則の具現化された実体と、必然的

に把握されることとなつた。いいかえると、レーニンの定立した民族政策にかんする原則は、ソヴェト的連邦制乃至はまた連邦制的統治機構の制度的な次元において定着・形骸化され、制度乃至は機構の機能的な次元への貫徹力・浸透力を全く奪われて、空洞化されるに至つた。すなわちスターリンにおいては、社会主義革命の達成に奉仕したかつての被抑圧的な少数民族は、ソヴェト権力の機能を受動的全面的に肯定する以外の民族としての政治的発言を、制度的にも理論的にも許されなくなつて⁽⁶⁾いる。

しかもまた、彼はソヴェト的連邦制の創造すなわち旧ロシア帝国の領土的遺産の忠実な継承を果すとともに、民族の事実上の平等化をソヴェト権力の当面した民族政策上の基本的な課題に数えている。彼によると、社会主義革命の成立とソヴェト連邦の実現により民族の同権はずでに実現されたとはいへ、経済的ならびに文化的に遅れた段階にある民族は権利を行使するための充分な手段と可能性を備えていないわけであるから、民族の事実上の平等化——彼の言葉を借りていえば「遅れた民族にたいして、国家的にも文化的にも経済的にも中央のロシアに追付く可能性を与える」⁽⁷⁾努力が、長期にわたつて積極的に払われねばならぬという。しかしながらプロレタリア独裁を標榜するソヴェト権力の下にあつては、この課題は主体的に追求されべきものではなかつた。改めて指摘するまでもなく、民族は社会主義政策の主体ではなくして客体であり、⁽⁸⁾民族の事実上の平等化は資本主義の打倒・社会主義の建設一般のうちに従属的に還元され、後進的な民族経済の社会主義化と民族文化のプロレタリア化の促進は、直ちに、民族の事実上の平等化の促進を意味した。したがつてソヴェト権力が社会主義の建設を独断的・専制的に押進めるならば、この権力の樹立に奉仕した非大ロシア的な・かつての被抑圧的な少数民族は、その民族的な意識の精算のためのレーニンの余裕⁽⁹⁾を与えられることなく、独断的・専制的なソヴェト権力と対決しなければならぬ。勿論歴史的現実には、ソヴェト権力による社会主義の建設が、反社会主義的な国際環境に圍繞されて孤立ししかも資本主義の後進性を受継いだソ連の一国において、またそれ故にこそ独断的・専制的に展開・遂行されたことを示しており

また前述したように、その際の大ロシアの少数民族は、ソヴェト権力の機能を受動的全面的に肯定する以外の民族としての政治的発言の可能性と正当性を、制度的理論的に最早保証されてはいなかった。しかも彼は民族の事実上の平等化と平準化を、かつての被抑圧民族の民族主義・民族的な意識の一掃をソヴェト権力の課題としていた。かくしてスターリンにおいては、ソヴェト権力は、専制的・独断的な社会主義の建設・民族の事実上の平等化にともなう大ロシアの少数民族の側からのすべての抵抗——反社会主義的抵抗は無論のこと、専制的・独断的な平等化の展開にともなう彼等の抵抗をも権力的に排除し得る保証を、与えられたのみならず、大ロシアの少数民族にたいする不当な抑圧もしくは弾圧の防止柵から解放された。

もつとも、彼はかつての被抑圧的なすなわち大ロシアの少数民族の民族主義の一掃のみを民族政策上の課題としていたわけではなかった。第一二回党大会へのテーゼにもみられるように、大ロシア的排外主義の一掃が同時に挙げられており、この点からすると、大ロシア的排外主義に鋭く敵対したレーニンの原則は正しく受継がれているとも考えられよう。しかし、ロシアの中央に居住する大ロシア民族が単一の民族としては最大の人口を有し、またかつては抑圧的な民族としてあつたこと、しかもソヴェト権力の樹立と内戦におけるその勝利が大ロシア民族の人的物的ならびに精神的な犠牲に因るものであつたこと、いいかえればソヴェト権力に最も忠誠な民族が大ロシア民族であることを忘れてはならない。また彼は民族の事実上の平等化とは「中央のロシアに追付くこと」であるとも説いている。すなわち大ロシア的排外主義の一掃を課題としたとはいえ、社会主義の建設したがつて民族の事実上の平等化は、現実においては大ロシア人と大ロシア民族文化を媒介として展開せざるを得なかつた。⁽¹⁰⁾ しかも大ロシア的な排外主義・中心主義を抑制する有効なすべての装置——制度上理論上および思想上の装置は既述のように最早存在していなかつた。すなわちスターリンにおいては、排外主義とまではいえぬにしても大ロシア的民族主義・大ロシア的中心主義が直接間接に助長されることとなつた。

以上、レーニンの民族理論の要請にたいするスターリンの応答を、彼の第一二回党大会へのテーゼを手掛りとして紹介するとともに、それが現実においてもつた意味・その必然的な方向を非大ロシア的少数民族との関連において指摘した。すなわちレーニンの理論的な要請であつた「民族の同権と自決」乃至は「分離の完全な自由に至るまでの、あらゆる分野における民主主義の完全な実行」という原則は、スターリンにおいては制度的に形骸化され、空洞化された。言葉をかえていえばレーニンのな民族政策の原則を支えた非ロシア的少数民族・かつての被抑圧民族の民族的な意識にたいする寛容の基調は否定され、それによつて民族の原理は社会主義の原理に従属ではなくして、完全に埋没させられるに至つた。すなわちスターリンにおいては、民族政策はその時々の実主義的な考慮と計算を軸として展開されることとなつた。いわゆるレーニンの遺言にみられるグルジャ問題についてのスターリンへの非難⁽¹⁾、あるいはまたフルシチョフの秘密演説にみられる少数民族弾圧についてのスターリンへの攻撃は⁽²⁾、彼の偶然的な民族政策に与えられた非難・攻撃であるとは考えられないのである。

(1) レーニン全集、第三卷、C. 311. 三七八頁。

(2) この「テーゼ」はスターリンを長とする委員会によつて作成され、中央委員会政治局により確認された後に、一九二三年四月の第一二回党大会で「民族問題にかんする決議」として採択（もつともその際若干修正されているが）された。彼の全集には「党建設および国家建設における民族的諸契機」という表題が付されて収録されている。本論においてこの「テーゼ」を素材として取上げたのは、この「テーゼ」が、その前後の著作に一貫してみられる彼の民族問題乃至民族政策にかんする見解をより判明に伝えているからである。

(3) スターリン全集、第五卷、C. 188. 一九五頁。なお、頁を示す算用数字は「N・B・スターリン全集（ソ連邦共産党中央委員会付属マルクス・レーニンゲルス・レーニン研究所編）」の、また和数字はスターリン全集刊行会訳「スターリン全集」のそれである。

(4) 同書、第五卷、C. 187. 一九五—一六頁。

(5) スターリンは一九二二年の第一〇回党大会において「民族自決権のスコロガンは、最早われわれの綱領のなかにはない。われわれの綱領のなかでいつているのは、民族自決権という全く曖昧なスコトガンではなくて、もつと判つくりした確定的なスコロガン。——民族分離権である。この二つは別のものである」（第五卷、C. 65. 五三—四頁）と発言している。民族自決権と民族分離権を全く別個のものとする根拠は明らかになされていないが、成程、一九一九年の第八回党大会において *право на самоопределение* は *право на государственное отделение*

に改められてくる (См. КПСС в резолюциях и решениях съездов, конференций и пленумов ЦК, 1954, часть 1, С.40, 416.)。すなわち注目しなければならぬことは、かかる字句の修正の際に民族自決権の承認を綱領に組入れることに反対するブハリン、ピョタコフなどの抵抗にレーニンが出会っていることである。いいかえると「自決」を「結合」とのみ解した責任はスターリン個人が負うべきものではなかつたのである (Cf. A. Meyer, *Leninism*, 1957, p. 155)。

(6) 拙稿「ソ連の民族政策の一断面」(一九六二年年報政治学「政治学の現代的課題」)参照。

(7) スターリン全集、第五卷、C. 39, 五〇頁。

(8) 「ソヴェトの民族政策の本質は、ソ連の非大ロシア的諸少数民族の政治・経済および文化生活への共産主義の急速な浸透、いいかえると彼等の共産主義への従属を目的とした手段と方法の結合である」(Cf. N. N. Poppe, *The Nationality Policy of the Soviets*, "Forty Years of the Soviet Regime," 1957, p. 42.) とみることも出来よう。

(9) レーニンは「たとえば、「抑圧民族にたいする被抑圧民族の情愫」しかもまづたく至当な情愫は、しばらく残るであらう。それは社会主義の勝利のうちに、そして諸民族の間の民主主義的な関係が決定的に設定されたのちにはじめて消失するであらう」(第二三卷、C. 337, 四一三頁)とも指摘している。

(10) Cf. H. Seton-Watson, *Soviet Nationality Policy*, "The Russian Review," 1956, No. 1, p. 3~13.

(11) Cf. B. D. Wolfe, *Khrushchev and Stalin's Ghost*, 1957, p. 270~6. なおレーニンの遺言の主要な部分は一九五六年六月の「コムニスト」第九号に発表されており、またその後小冊子として刊行もなされてくる。

(12) Cf. *Russian Institute Columbia University* (ed.), *The Anti-Stalin Campaign and International Communism*, 1956, p. 57~8.

む す び

民族政策において、スターリンをレーニンとは背反的な方向に向わしめた歴史的な要因は、一九一七年に樹立されたソヴェト権力がいわゆる一国社会主義建設の試練を受けねばならなかつた事実のうちに求められよう。ブレストの講和に際してレーニンは、「他の国々で、たゆみなく成熟しつつある社会主義革命は、——たとえわれわれすべてに望ましいほど急速にはないにしても——われわれの救援にやつてくるであらう」(一九一八年二月二四日の『ブラッダ』)ことを期待していたが、その

期待の全く失われた国際環境において、ソヴェト権力は単独で社会主義の建設を果さねばならなかつたのであり、したがつてそこにおいては旧ロシア帝国から継承した領土的遺産の維持と保全・ソヴェト権力の強化と防衛がすべてにおいて先行した。いいかえると独断的・専制的権力を根幹として急速な社会主義化が遂行されねばならなかつたわけである。それ故に、一国社会主義の段階を予想してないレーニンの民族理論は、スターリンの段階においてそのまま適用し得るはずはなかつた。したがつてスターリンは「社会主義民族」という概念——判断と規定されてはいないが——によつて、レーニンの民族理論とスターリン的民族政策との間に生じた空隙を充填しようと努めた。それ故に所与の民族をブルジョアの的と規定して、ロシアにおける社会主義革命達成のためのかかる民族の戦術的な利用を合理化したレーニンの民族理論は、所与の民族を社会主義民族と規定して、ロシアにおける一国社会主義建設のためのかかる民族の戦術的な利用を合理化するスターリンの民族理論——この場合理論といい得るか否かはともかく——へと変容させられたともいえよう。勿論、かかる変容を許した責任の一端はレーニンの民族理論そのものにもある。しかしここで疑いもなく指摘し得ることは、本論において明らかにしたようにスターリンの民族政策がその時々々の現実主義的な考慮と計算を軸として展開されていること、すなわち彼がレーニン主義的民族理論の要求する「諸民族のすみやかな接近と融合の進行」に答へ得なかつたことからして、彼がレーニン主義的民族理論を忠実に継承しているとはいいい得ない、ということである。